

**林業・木材産業収益力向上戦略策定業務委託
「公募型プロポーザル方式」公告 企画提案募集要項**

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

令和8年3月27日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務の目的

本県では、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用を通じて、林業・木材産業の持続的成長と健全な森林の維持を図ることが政策上の重要課題となっている。しかしながら、本県の林業・木材産業は、木材価格の長期低迷や木材需要の変化、担い手不足の深刻化などにより、長期にわたり厳しい経営環境にあり、収益力の大幅な改善が急務となっている。

このため県では、原木生産・加工・流通の各工程が個別に展開されてきた産業構造を抜本的に見直し、各主体が緊密に連携することで、効率的で付加価値を最大化する一体的なサプライチェーンへの転換を図り、地域経済の活性化や雇用創出につなげることを目指している。

本業務では、県内林業・木材産業の構造改革を推進するための基盤構築に向けて、県産材サプライチェーンに関わる事業者の実態調査、課題の分析、関係者が一体となって取り組むべき方向性を整理した実効性のある戦略の提案、戦略の実行に向けた関係者の合意形成支援等を行う。

2 業務の内容

(1) 名称

林業・木材産業収益力向上戦略策定業務委託

(2) 委託内容

別紙「林業・木材産業収益力向上戦略策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 予算上限額

金17,651,000円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月15日まで

3 企画提案に係る日程

- | | |
|------------------------|-------------------|
| (1) 募集開始 | 令和8年3月31日（火） |
| (2) 企画提案応募資格確認申請書等提出期限 | 令和8年4月7日（火） |
| (3) 質問書提出期限 | 令和8年4月7日（火） |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和8年4月17日（金） |
| (5) プレゼンテーション審査 | 令和8年4月22日（水）予定 |
| (6) 審査結果通知 | 令和8年4月24日（金）頃発送予定 |

※メール及び文書で通知

4 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提案参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- エ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」及び「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
- オ 山梨県税の滞納がない者であること。
- カ 過去5年間に於いて、国、地方公共団体、公益法人からの同種又は類似の業務を受託した実績を有する者であること。

(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類

次に掲げる企画提案応募資格確認申請書及び添付書類を、各1部提出すること。

- ア 企画提案応募資格確認申請書（様式1）
 - イ 誓約書（様式2）
 - ウ 県税に未納がない旨の証明書（山梨県総務部税務課発行）又は、山梨県に納税義務がないことの申立書（任意様式）
 - エ 法人又は団体の概要（パンフレット等）
 - オ 過去5年間の同種又は類似業務の実績（様式3）
- ※ただし、山梨県物品等入札資格者名簿に登録されている場合は、競争入札参加資格通知書（写）を添付することにより、上記添付書類イ及びウの提出は不要とする。

(3) 企画提案応募資格確認申請書の提出期限と提出方法

令和8年4月7日（火）午後5時まで

書類提出は、郵便又は持参によるものとする。

※郵便の場合は、送達確認を電話で行うこと。

持参の場合は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(4) 企画提案応募資格確認申請書の提出場所

山梨県 森林環境部 森林環境政策課 企画担当あて

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階

電話番号 055-223-1503（直通）

5 企画提案の応募に係る書類提出等

(1) 質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問書（様式4）に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

[山梨県 森林環境部 森林環境政策課 企画担当]

メールアドレス shinkan-ss@pref.yamanashi.lg.jp

イ 受付期限

令和8年4月7日（火）午後5時まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、全ての企画提案応募資格確認申請者に対し、原則として電子メールで行う。電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

(2) 書類の提出

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 提出書類

① 企画提案書（様式任意）・・・6部

- ・A4版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ(A3版折り込み可)
- ・日本語表記で11ポイント以上を目安とする。
- ・仕様書及び審査基準を踏まえ以下の事項について記載すること。

項目		内容
組織体制と類似事業の実績		・会社の組織体制 ・公官庁の事業実績
業務実施体制		・プロジェクトチームの編成、主要メンバーの役割・経験、協力会社等の体制
企画全体設計		・「1 業務の目的」の趣旨を十分に踏まえた本事業の全体像、コンセプト、スケジュール案
事業費		・税込合計見積額及び積算の内訳
業務詳細	実態調査	・アンケート・ヒアリング内容設計、実施方法、分析方法、専門家ヒアリング計画
	調査結果分析及び戦略の提案	・分析フレーム、外部動向の取り込み方 ・戦略案の構成、実施体制・アクションプラン・ロードマップの考え方
	戦略実行に向けた環境整備等	・勉強会・ワークショップ等の企画、優良事例の提示
	その他	・事業目的を踏まえ委託料の範囲内で実施できる業務（追加提案）

②見積書・・・・・・・・・・6部

- ・様式は任意とし、税抜価格、消費税及び地方消費税、積算内訳を記載する。
- ・見積額は予算上限額の範囲内とすること。

③法人の概要書・・・・・・・・・・6部

- ・様式は任意とし、既存のものやパンフレットでも可とする

④直近及びその2年分の損益計算書・貸借対照表の写し・・・・・・・・6部

イ 提出方法

持参又は郵便（書留）により、期限までに提出先に必着のこと。

ウ 提出期限

令和8年4月17日（金）正午まで

エ 提出先

山梨県 森林環境部 森林環境政策課 企画担当あて
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階
電話番号 055-223-1503（直通）

(3) 企画提案のプレゼンテーション審査

企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

ア 実施日時・方法

日時：令和8年4月22日（水）を予定

方法：オンライン

※詳細な時間及び場所はメールにて個別に連絡する。

イ プレゼンテーションの時間

1社30分程度（提案書説明15分、質疑応答10分、準備・入退室5分）を予定

ウ その他

- ・基本的に提出を受けた企画提案書・見積書をもとにプレゼンテーション審査を行うものとするが、事業実績等の説明のため、提案書記載外の写真、動画を提示することも可能とする。
- ・プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。
- ・提案説明は、実施体制で示した者のうち主担当になる者が中心に行うこと。
- ・詳細については、事業提案者に別途連絡する。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

エ 結果の通知

令和8年4月24日（金）（予定）に各企画提案者に対してメール及び文書にて通知する。

6 審査について

(1) 選考方法

別紙審査基準に基づき、本県職員等から構成される企画提案審査委員会が総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 留意事項

最低基準点を60点とし、最低基準を満たさない事業者は、原則として選定しない場合がある。

(3) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

ア 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

イ 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

7 契約

(1) 契約の方法

候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、候補者と協議が整わない場合は、次点の者を候補者とし協議する。

(2) 契約保証金

山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条第1項に規定する契約保証金を契約締結と同時に納めなければならない。ただし、同規則第109条の2に該当する場合はこれを免除する。

(3) その他

企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

8 その他

- ・企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- ・契約を締結するまでの間、「4 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、不参加表明書（様式任意）によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

9 問い合わせ先

山梨県 森林環境部 森林環境政策課 企画担当

- ・〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階
- ・電話番号 055-223-1503（直通）
- ・メールアドレス shinkan-ss@pref.yamanashi.lg.jp